

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 1-5-1 電算システム管理運営業務

【予算反映等改善事項】

電算運営業務は、住民記録・課税事務等の処理に関する基幹系業務（ホストコンピューター方式）と庁内LAN・インターネット等の内部事務系業務（クライアントサーバー方式）に大きく分けられますが、それぞれ現有機器及びシステムを維持するのに必要最小限度の経常的な経費を予算化して進めております。この固定的な経費については平成22年度も例年とほとんど変わりありません。

平成20年度決算・平成21年度決算見込み及び平成22年度当初予算において額が違うのは、年度ごとに法改正にともなう臨時的なシステム改修経費の多寡によるものです。

基幹系業務においては、最適で効率的な電算運営のため、複数企業に対してRFI（情報提供依頼）を行いました。今後これらの資料をもとに、さらなる業務の効率化に努めます。

市ホームページにおいては、平成21年8月に新たなCMS（ホームページ管理システム）が運用を開始し、大幅なリニューアルを行いました。アクセシビリティ、ユーザビリティ（見やすさ・使いやすさ）の向上はもとより、ホームページ作成を各部署の担当者が行うことにより、より迅速に詳しい情報を利用者の方々へ発信できるようになりました。今後もよりよいサイト運営につとめてまいります。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 2-1-1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

【予算反映等改善事項】

本事業は生産基盤施設の整備等ハード事業への国補事業であり、平成22年度については、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の対象となる施設整備等がないため、事業額は0円となっています。

米粉用米への交付金としては、平成21年度には水田等有効活用促進交付金により10a当たり55,000円、需要即応型生産流通体制緊急整備事業（需要即応型水田農業確立推進事業）交付金による混入防止対策などの取り組みを行うことで10a当たり25,000円、計80,000円の交付金が農家へ交付されています。

平成22年度についても、戸別所得補償モデル対策の水田利活用自給力向上事業により、10a当たり80,000円の交付単価となっており、平成21年度と同額の交付金額であり、農協の買取金額と併せると、主食用米とほぼ同額の収入金額になると考えています。

（21年度については、市産地づくり推進協議会より各農家へ交付、22年度については、農林水産省徳島農政事務所より直接農家へ交付予定）

なお、本事業により平成20年度に米粉製造プラント（乾式気流粉碎型）及び保冷庫を整備し、平成21年度には、とくしま強い農林水産業づくり事業（地域農業持久力向上モデル事業）により「こめっ娘工房」を整備するとともに、厚生労働省のふるさと雇用再生特別基金事業を活用して3名を雇用し、新商品の開発や料理教室の開催などにより米粉の普及PRを行っています。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 2-4-1 市営住宅管理業務

【予算反映等改善事項】

平成20年度市営住宅管理業務の議会評価報告書において継続との評価を受けました。

評価説明で、本当に必要な人が入居できているかは不透明であるという点に関しては、公営住宅法に基づき、入居募集の際に入居資格・審査・収入基準の調査・資産の調査等をしており、市民間の公平性が保たれております。

家賃徴収に関しても、今後も滞納がある人は督促及び誓約書を記入させ納付意識の向上を図ってまいります。

適正管理を考える上では、様々な問題を解決していく上での現実的に実行可能な計画の策定及び市営住宅マスタープランの早期策定を行い本市営住宅のあり方の再検討との評価をいただきました。

このことにつきましては、国より平成21年3月27日付けで公営住宅等長寿命化計画の指針が出され、平成25年度までに策定することが求められており、県及び他市の状況を勘案しながら早期策定に向け準備してまいります。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 3-1-4 社会福祉憲章条例事業（老人バス優待事業）

【予算反映等改善事項】

平成20年度の事務事業評価をいただきまして、本市の単独路線である立江線を、平成21年9月7日に同じく14日に和田島線を市民生活課職員により、乗降調査を実施いたしました結果、両路線とも全体に占める敬老優待券での乗車率が約4割でありました。

利用券の配布をするといった意見もございましたが、本事業と連動している身体障害者無料優待事業も同じサービス内容であることから、切り離しては考えられません。

両サービスとも、個人情報保護・プライバシー保護の観点からも一方的に各個人に郵送するといった方法は適切ではないと思われま

す。尚、平成22年度の業務委託料につきましては、運輸課により行われました、調査結果を基に計算いたしました。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 3-2-1 住宅新築資金貸付金等事業

【予算反映等改善事項】

今年度においては、支払困難な滞納者に対して督促状を6月・8月・11月に発送し、連帯保証人にも1月に完納指導依頼書を送付いたしました。このことにより、滞納されている方が支払い方法について相談にいられて、その人の生活状況を聞く中で支払うことの出来る金額を示してもらい、少しでも滞納額を減らすよう指導し、支払い誓約書を提出させました。その結果、H22.1月末現在で支払意思のある者が増加しました。また、6月に2名、7月・8月・10月に各1名の方が申し出により、貸付金の一括償還ありました。それ以外にも完全償還された方が15名ありました。

今後の対策といたしましては、住宅新築資金等貸付の利用者の高齢化が進み、納付困難な方も見受けられますが、そうしたことのないよう、支払意思のある者をさらに増加させ、支払困難者の減少を図り、納付約束の履行確認、不履行者への対応を行ってまいります。不履行者への対応につきましては、業務研修会への参加や県・先進地・近隣自治体との情報交換等を通じた連携を図ることで職員の知識等の習得による徴収体制を強化し、生活実態把握、連帯保証人への通知、臨戸訪問による納付折衝を継続して行います。

また、現年度のみの未償還者につきましてもあらたな滞納を発生させないよう、督促状送付、きめの細かい納付相談も継続して行ってまいります。

尚一層、こつこつとねばり強く滞納者に納入督促を行い、少しでも償還率の向上・歳入の確保に努めてまいります。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 3-4-5 一部事務組合負担金事業

【予算反映等改善事項】

生活環境及び公衆衛生向上の為に必要不可欠な事業であります。
一市三町村で組織され、各市町村よりの負担金により運営されております。

現在の施設につきましては、平成12年4月操業開始であり、今後施設の老朽化も懸念しているのが現状であります。

平成20年度は3基の生物膜の取替、平成21年度におきましては、3基の凝集膜の取替を行い、いずれも運営調整基金を取り崩して、費用に充てております。

運営調整基金を取り崩すことにより、市町村負担金を平準化しております。

平成20年度小松島市負担金の内訳は、
庁費(総務費等)が 8,413千円、
し尿処理費(運転業務委託費等)が 111,473千円、
施設費(公債費)が 166,181千円、
環境対策費(漁協等補助金)が 9,665千円、となっており
負担金合計は 301,741千円となっております。

負担金の内、施設費(公債費)に関しましては、平成26年度で完済予定でございます。

ご指摘の組合議会の予算や執行状況等の情報提供について、小松島市外三町村衛生組合事務局より、次のとおり報告がありました。

組合の予算や執行状況、事業の実績等についての情報提供につきましては、小松島市外三町村衛生組合広告式条例にもとづく掲出場所に、小松島市外三町村衛生組合財政事情の公表に関する条例にもとづく事項を、掲出しております。

掲出場所は、小松島市役所掲示場、小松島市役所立江出張所掲示場、小松島市役所坂野出張所掲示場、勝浦町役場掲示場、上勝町役場掲示場、佐那河内村役場掲示場。

掲出事項のうち5月1日に公表する財政事情は、新年度予算及び前年10月1日より3月31日までの期間における次に掲げる事項

(1)収入及び支出の概況、(2)分担金の概況、(3)財産、公債及び一時借入金の現在高、(4)その他管理者において必要と認める事項

11月1日に公表する財政事情は、前年度の決算の状況及び4月1日から9月30日までの期間における上記(1)~(4)の事項を掲出したしております。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 4-2-3 生活保護事業

【予算反映等改善事項】

経済不況による厳しい雇用状況の中、生活保護受給者が全国的に急増しており、本市においても平成20年4月保護世帯536世帯、保護人員750名でしたが、平成21年3月末現在には、539世帯761名と3世帯・11名が増加しており、今後も、増加傾向が続くものと予測されます。

本事業は国の法定受託事務でございますが、その財源としては国が4分の3、市が4分の1であります。

生活保護は国民生活の最後のセーフティネットとなる制度であり、その運用に当たっては保護を受けるべき人が保護を受け（漏給防止対策）、保護を受けてはならない人が受けず（濫給防止対策）、保護を受けている人もその人の能力に応じた自立を図る（自立支援対策）ことを重点項目として取り組んでいます。

まず漏給防止対策としては、保護の面接相談にあたって、相談内容に応じて制度の趣旨が理解されるよう懇切丁寧に説明を行い、生活保護の権利・義務の周知をし、申請の意思がある者には、申請権を不当に制限することないように説明しております。

また、保護辞退による廃止は、被保護者本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであり、廃止後の世帯が直ちに急迫した状況にならない等、自立の可能性について確認を行い辞退届を受理しています。

次に濫給防止対策として、保護新規申請時における収入状況及び資産等の保有状況の調査把握をより確実にするため、申請者から提出していただいた資産の保有状況に関する関係先照会に同意する旨の書面をもとに、給与・年金の支払状況、土地、家屋、預貯金、自動車等の保有状況、生命保険の加入状況等について調査を実施しております。

また、すでに保護受給されている場合においても、収入申告書の提出による書類内容の検討及び訪問調査の結果、不明な点がある場合は、勤労収入、年金、保険金、仕送り、相続等による資産の取得状況などの必要な調査を行い、不正に保護費を受給しておれば、保護費の返還又は保護の停廃止を行うなどの処置をとり対応しております。

最後に、自立支援対策といたしましては、ハローワークとの連携により「生活保護受給者等就労支援事業」プログラムの活用を図り、経済的自立の援助に取り組んでおります。

以上3つの対策の強化で、より一層の保護の適正な実施運営を図っています。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 4-4-2 介護認定事業

【予算反映等改善事項】

本事業は、議会評価において「1継続」との評価をいただいたことから、新年度当初予算案において、21,822千円（対前年度比97.59%）を計上しております。実績を勘案して少額を減額してはありますが、前年度と同様に事業実施していきたいと考えております。

また、評価に付して、「介護現場や当事者多数の意向や実態をつかみ、本当に必要な人が介護から外れることがないよう、お年寄りの立場に立った、適正な認定に努力されたい。」との評価説明をいただいたことに対しては、次のように対応いたしたく考えております。

介護保険において、介護認定を公正に実施することは最も大切であります。もし認定調査が恣意的に行われることがあれば、被保険者・市民の不信感となって、制度の根幹を揺るがす事態となります。認定調査員が作成した資料は、名前を伏せて、認定審査会に諮ることとしているのも公正性が最も要請されるからであります。申請者の心身の状況を適切に調査し、正確な資料に基づいて適正な認定審査を実施することに、今後尚一層努めてまいります。認定結果はあくまで定められた認定基準に則り認定作業を進めた結果であって、必ずしも申請者や家族が希望する要介護（支援）度となるとは限らないことから、認定調査等の事務執行にあっては、認定制度についての十分な説明に努める。認定期間内であっても、心身の状況に変化がでた場合など再申請が可能であることの説明を十分に行う。介護保険以外の、公的保健・福祉サービス又はボランティア等によるインフォーマルサービスで申請者の心身の状況に適合し利用可能なものが有れば、積極的に案内し、申請者の生活の質向上を図る。以上真摯に実行し信頼される介護保険制度運営に努めてまいります。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 6-3-6 給食調理民間委託業務

【予算反映等改善事項】

中学校給食調理業務は、民間のノウハウをいかして事業の効率化を図り、また直接人件費を削減して行政改革を推進する目的で、平成18年度より民間事業者へ委託している。給食に用いる食材料は、従来より小松島市学校給食委員会において購入し、本市統一献立と規定の作業指示書に基づき業務が実施されている。

日々の業務については、各校の栄養教諭及び学校栄養職員の指示のもと、学校長の検収を受けることで、法規則を遵守し、安全で品質の良い給食が提供されているか確認をしている。また同時に、教育委員会において業務が適切に履行されているか月次検査を行っている。

さらに、保護者代表や学識者で構成される小松島市学校給食評価委員会において、実地調査や生徒の意識調査等の方法により、委託事業者の業務評価を毎年度実施した結果、これまで特段問題となる事案がなく、適切に業務が遂行されているとの報告があった。これらの状況を踏まえ、市議会からも事業「継続」との評価を得た。

一般に、調理従事者を定着させ作業習熟度を効果的に引き出すのに有利な複数年委託を実施するケースが多く、本市においても22年度から3年間の業務委託を実施することとした。そこで、昨年、中学校給食調理業務民間委託先選定委員会において、円滑に業務を運営し、衛生面や危機管理面で最も優れた提案を行った者を委託先とするプロポーザル方式により事業者を選定した。

本市では、小中学校全般において、地元の農水産物を積極的に取り入れた給食を実施している。米飯は全て小松島産コシヒカリとキヌヒカリを提供し、副食についても地元の野菜や魚類を多く使用した献立にしている。学校給食における地産地消の取り組みは、子どもたちに地域への愛着を持たせ、生産者への感謝の心を育むという意味で、「食育」の一環として重要な意義がある。よって、今後も引き続き学校給食での地産地消の取り組みを推進する。22年度は、小松島特産の米粉を原料にしたパンの提供回数を増加させるための補助事業を実施し、副食も調理加工の方法を工夫しながら地元産の食材を活用する。

小学校を含めた今後の学校給食の運営方法については、安心・安全な給食業務の実施という普遍的な目的を優先させ、行政改革の方向性を考慮しながら総合的な検証を行う。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 6-3-17 市体育施設維持管理事業

【予算反映等改善事項】

市総合グラウンドに関しては、昭和28年より長年市民の体位向上と健康で文化的な生活の向上に寄与しており、大人から子どもまで幅広く利用いただいている。特にテニスコートについては総合グラウンドにしかなく、必要性が高く存続を望む声が多い。

一方、施設については老朽化が進んできており、ナイター照明施設など、利用者の安全で快適な使用を考えれば、早急な改善の必要があると思われる。

また市総合グラウンドは敷地が徳島県が整備を進めている徳島東部都市計画公園、日峯大神子広域公園の区域内にあることから、将来的には市有地の部分も含めて、徳島県へ移管して、現状の野球場やテニスコート以外の用途も検討した中で、新たな施設として整備をしていくことが望ましい。移管については地権者にもご理解を得ており、当面テニスコートとそれに隣接する児童公園分を残し、できる部分から県に対して「広域防災公園」としての整備を要望している。

平成21年度も県都市計画課と協議し問題点の洗い出しや、随時協議・検討の場を持つことで意見がまとまった。市都市整備課と引き続き徳島県への用地の移管等に向けて、県都市計画課と協議し検討を続け早期に解決できるよう努めたいと考えている。借地料に関しても地権者の理解をいただきながら改定・見直し等検討していきたいと考えている。

平成20年度事務事業評価議会評価報告書に対する予算反映等改善書

事業名 9 - 1 - 1 市営バス貸切事業

「貸切事業の現況」

競輪収入		貸切収入（競輪を除く）		貸切収入 合計
平成16年度	109,754,224	平成16年度	95,052,500	204,806,724
平成17年度	100,596,149	平成17年度	98,296,814	198,892,963
平成18年度	100,544,000	平成18年度	108,610,451	209,154,451
平成19年度	92,421,000	平成19年度	110,350,346	202,771,346
平成20年度	82,052,500	平成20年度	126,499,872	208,552,372

平成20年度貸切事業収入を決算からみますと、全体の貸切事業収入208、552、372円のうち、競輪ファン送迎収入82、052、500円、競輪除く貸切収入126、499、872円であります。全体貸切収入に占める割合は、競輪送迎収入約40%、貸切収入約60%となっています。

競輪を除く貸切収入の各年度実績をみますと、平成16年度では、95、052、751円（対前年比5、051、334円、率5.6%増）、平成17年度では、98、296、814円（対前年比3、244、063円、率3.4%増）、平成18年度では、108、610、451円（対前年比10、313、637円、率10.5%増）、平成19年度では110、350、346円（対前年比1、739、895円、率1.6%増）、平成20年度では、126、499、872円（対前年比16、149、526円、率14.6%増）となっています。

このように競輪送迎収入の減を貸切事業収益で補完するという形となっています。

全体の貸切収益収入では、平成18年度から2億円余りで推移をしていますが、平成12年の規制緩和による価格の低下と「団体から少人数へ」という旅行形態の変換により、徐々に売上げが落ちましたが、最近では営業強化等により、売上げ増加傾向にあります。依然として現在厳しい経営状況に置かれています。

今後も確実に需要が見込めるところから小松島市関連部局と連携による受注の維持・拡大に努め、一般利用者に対してもニーズの変化に柔軟に対応し、顧客増・収益増を図ると共に効率的な運営に心がけることで、費用減に努め少しでも多くの収益を生み乗合事業を補完すべく営業努力を引き続き行って参ります。

「予算反映等改善事項」

総合計画の基本計画に示す成果目標の達成や、小松島市行政改革推進懇話会からのご提言、事務事業評価を受けた議会評価報告書を踏まえて、予算編成に活かすと共に企業本来の独立採算制を原則とし、一般会計への繰入依存の低減が図られるよう、自助努力により収益の確保及び経費の節減、合理化を図り、健全経営に努めることが求められています。

このため、市営バス事業者として、何よりも重要な安全確保を最優先に、お客様のサービスのさらなる向上を図るとともに、財務体質の強化を目指し、効率的な事業運営と増収に努めてまいります。

1．定員管理の適正化

職員の定員適正化計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を取組期間として、定年ベースで退職者不補充を原則に削減します。

(2) 運営経費の削減

***車両整備費**：大きな突発的整備費の削減に向けて、5カ年間の車両予防整備計画の策定、車両管理システムの導入により、車両の延命と運行中の車両故障によるお客様に対するご迷惑を最小限に止めるため、車両整備の強化を図り、運行中の車両故障の減少に努めます。

***エコドライブの推進強化**：エコドライブの実践に向けた取組を更に強化し、燃料費の削減を図ります。併せて、安全で快適な輸送を実現するとともに、地球環境の保全にも貢献します。

2．効率的経営の追求

(1) **管理の受委託**（路線認可日：平成21年11月30日、貸切認可日：平成21年12月25日～最終年度は（路線・貸切とも）平成26年9月30日までの5年間）

規制緩和など、市営バス事業を取り巻く経営環境は極めて厳しい状況にあることから市営バス事業者として、公共の福祉の観点から、地域の足、市民の足を安定的に提供し続けることと、一般会計からの補助金、つまりは税金を財源とする公費負担に過度に依存することのない経営基盤強化への努力を持続していくことが課せられた大きな責務であると考えています。

こうした中、市営バス事業として事業計画を立案し安全性の確保やサービス水準の維持など、すべてに最終的責任を保持しながら、民間のコストで運営するという、責任とコスト縮減との両立を図ることができる管理の受委託の計画的導入を図り、平成22年1月4日からその運用を開始しています。

***管理の受委託の拡大**

路線やダイヤ、運賃の決定、事業の根幹となる部分について、市営バス事業者としての責任を果たしながら、実際の運行を受委託者に委ねることで、経営の効率化を図る手法である「管理の受委託」の期間中に職員の定年等により生じる不足人員分について、受委託の拡大によって賄うことを基本とし、費用の大半を占める人件費の圧縮に努めることとします。

また、市営バス OD(乗降)調査による需要に応じた運行ダイヤの再編成を検討します。さらに行政改革推進懇話会からのご提言等を踏まえ計画的に拡大します。

そして、この手法を計画的に拡大し実施することにより、地域の足、市民の足を安定的に提供する責任と経費削減による経営効率化の両立を図ります。

***貸切事業を段階的に縮小**

一般貸切事業に対する事務事業評価での議会評価報告書では、平成19年度では「改善」から平成20年度では「縮小」と、事業評価されています。

今後、収支改善が図られないときは、近い将来(2~3年後)には、貸切事業は廃止(競輪ファン送迎事業を除く)すべきであるとされています。

直営の貸切事業では、管理の受委託により、保有する観光バス13台中、排気ガス規制対応車両を含む5台が、管理の受委託会社へ委託して、直営で残る貸切車両8台の内、4台は競輪ファン送迎バスで、残る4台は排気ガス規制対応車でないことから都会等(大阪・兵庫等)への乗り入れが出来ないことから制限され段階的に縮小されることとなります。

一方、管理の受委託での貸切事業は、運輸部が受注し指令することから低コストで賄える受委託を積極的に活用することにより、経営の効率化を図り、市民の貸切観光事業への提供を行ってまいります。

***乗合事業の効率化**

乗合事業における管理の受委託では、乗合で保有するバス13台中7台が受委託により運行されています。今後、委託期間中における定員適正化により人員不足を補うことから、1名減に対し一仕業を委託することで賄うことを基本とします。そして、計画的職員の減により固定経費の削減に取り組みます。

3.平成22年度を目途に新たな計画の策定

小松島市の財政状況を鑑みて、出来る限り一般会計に依存しない経営体質に転換していくことが求められています。今後の経営については、前述のように、今以上に厳しい環境が待ち受けている状況にあります。

こうした点を踏まえ、退職者不補充とする定員適正化計画の実行と管理の受委託の効果の検証と拡大することにより、なお一層の経営効率化を推進してまいります。

市行政改革推進本部から示された市営バス事業への方向性や集中改革プランをより確実化するため、平成22年度を目途に経営等について、幅広く議論していただく審議会を開催し、諮問・答申をいただき、新たな中期・経営計画を策定することとします。